

中学校における 文化部活動地域移行の 現状と方向性について

令和6年7月18日(木)

長崎市文化振興審議会 説明資料

<学校部活動と地域クラブ活動の違い>

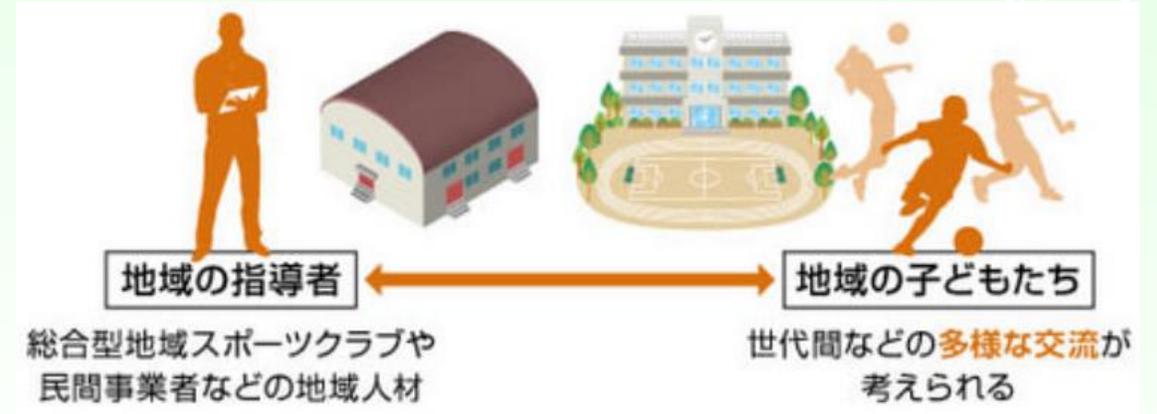
学校部活動

- ・ **学校が主体** となってしまう
- ・ 基本的に **学校の中** で実施
- ・ 複数校による **合同部活動** の導入や、**部活動指導員等** の **地域の人材** の活用（地域連携）を推奨



地域クラブ活動

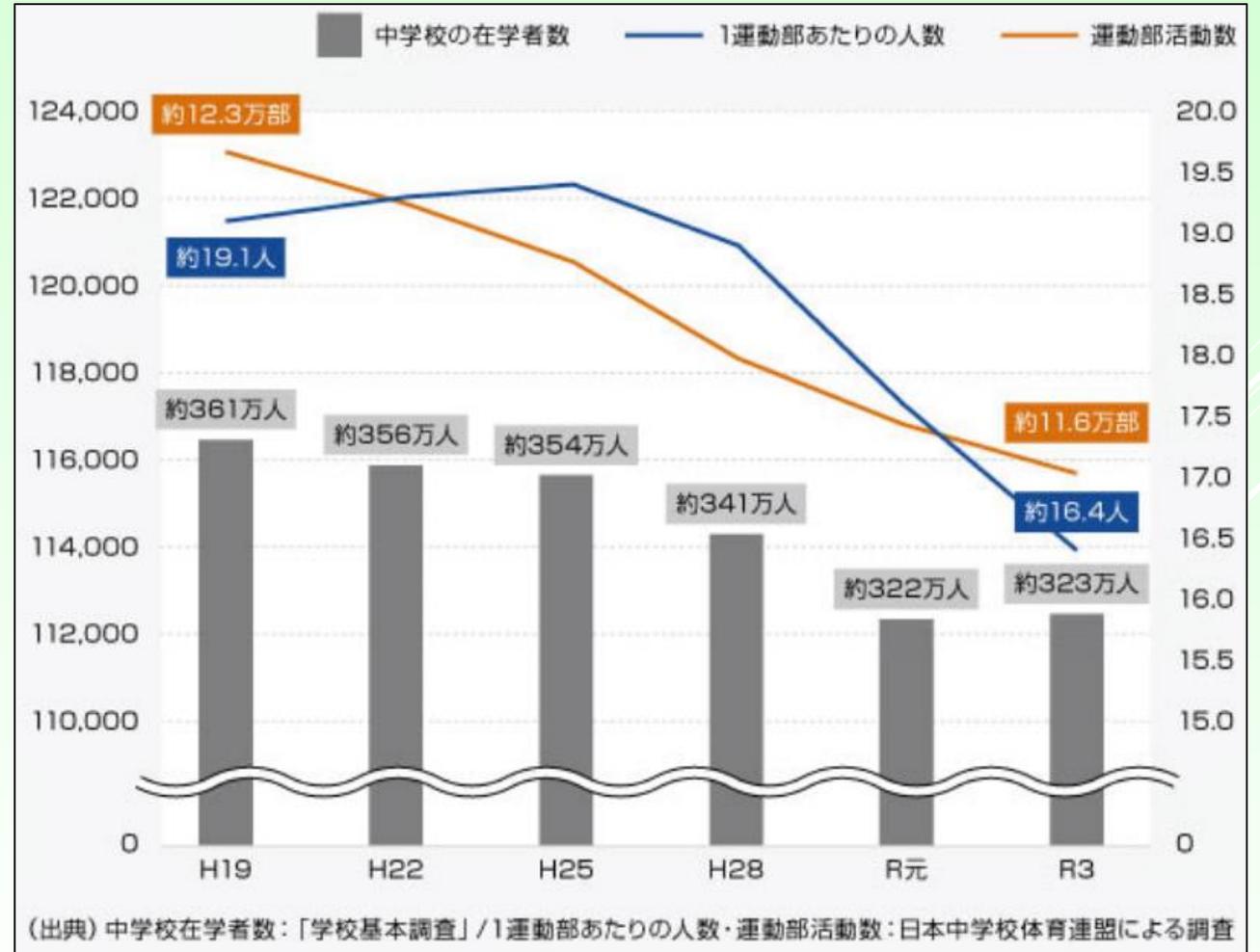
- ・ **地域が主体** となってしまう
- ・ **多様な場所** で実施（公共施設や民間施設、学校など）
- ・ **多世代・多様目** な活動



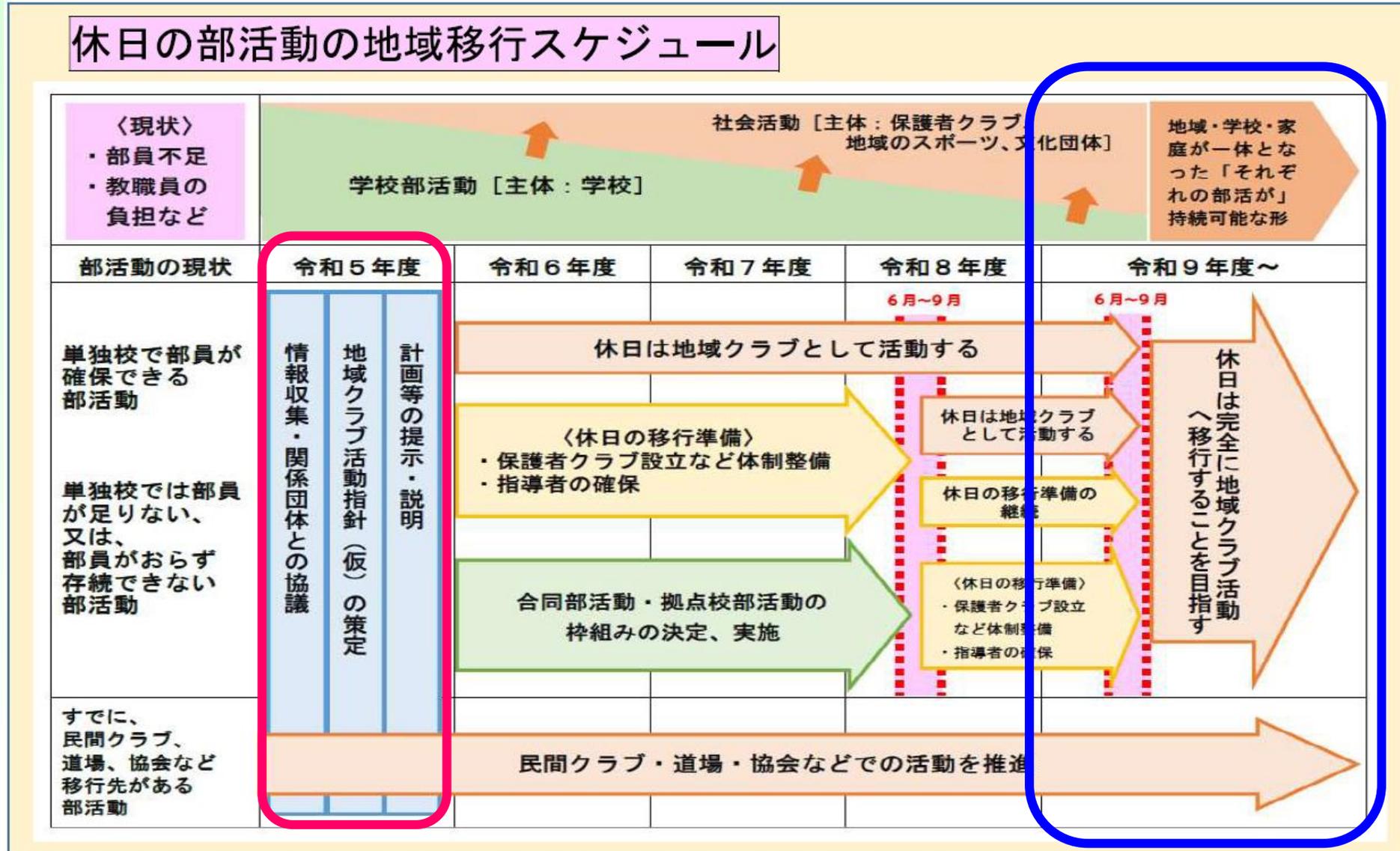
<なぜ部活動改革が必要か>

全国で**少子化**が深刻化

- 各部活動の人数減
 - 練習ができない
 - 大会に出場できない
- 中学校の部活動設置数減
 - やりたい活動が学校にない

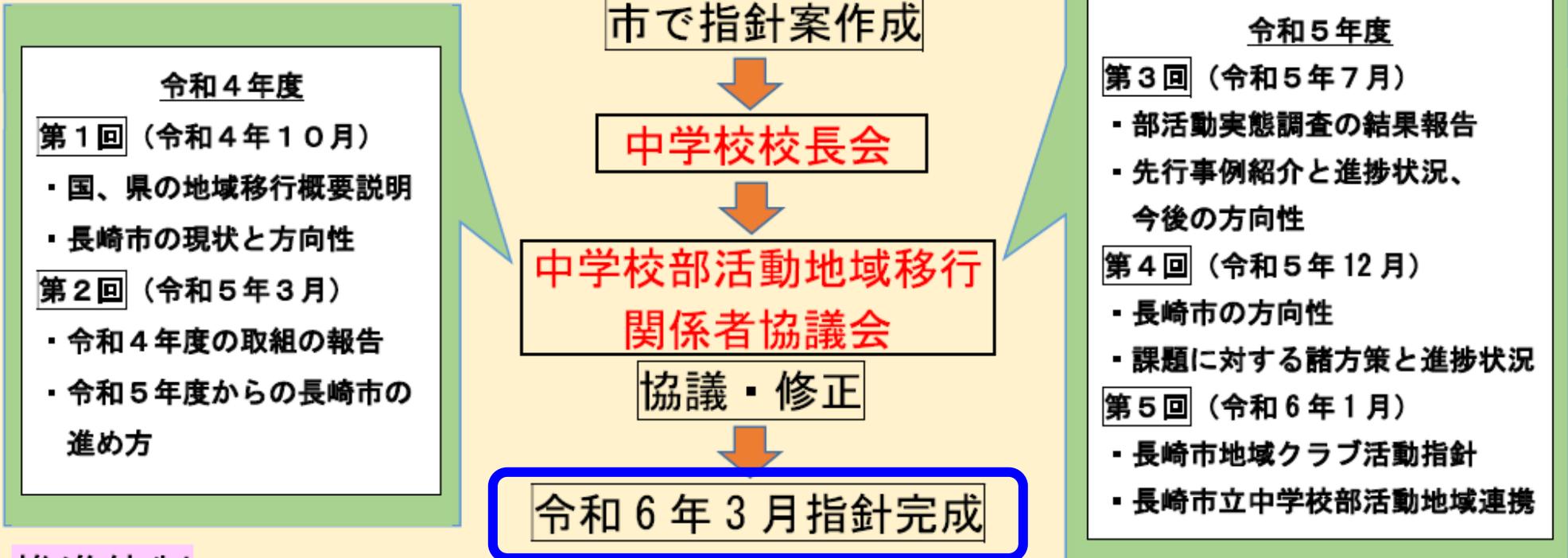


<休日の部活動の地域移行スケジュール(指針P.6)>

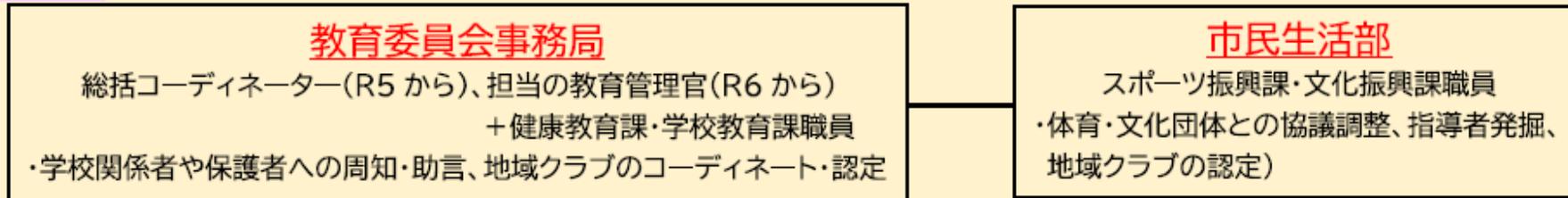


<長崎市地域クラブ活動指針>

指針作成のプロセス



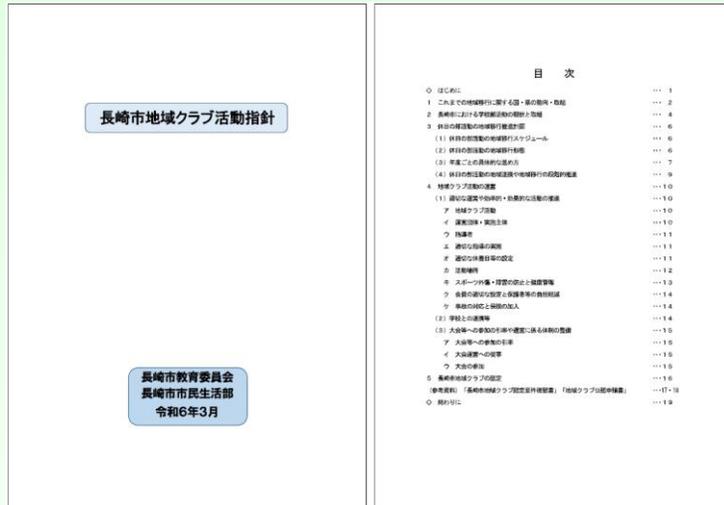
推進体制



<長崎市地域クラブ活動指針>



<https://www.city.nagasaki.lg.jp/kosodate/520000/529005/p041755.html>



(指針P.4~5)

②目指す姿

- ・ 将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しむことができる**機会の確保**
- ・ 地域に**持続可能**なスポーツや文化芸術活動の環境を整備し、子どもたちに多様な体験機会を確保する。

③今後の方向性

「方針」 令和9年度の新チームが発足する時期までに、休日は完全に地域クラブ活動へ移行することを目指す
(平日も可能な範囲で)

「進め方」

- ・ 単独で活動ができる部活動 ⇒ **地域クラブ**
- ・ 単独での活動が困難な場合 ⇒ **地域連携** → **地域クラブ**
- ・ 民間クラブ、道場、協会での活動に移行することを含めて検討

<長崎市地域クラブの認定>



<https://www.city.nagasaki.lg.jp/kosodate/520000/529005/p041898.html>

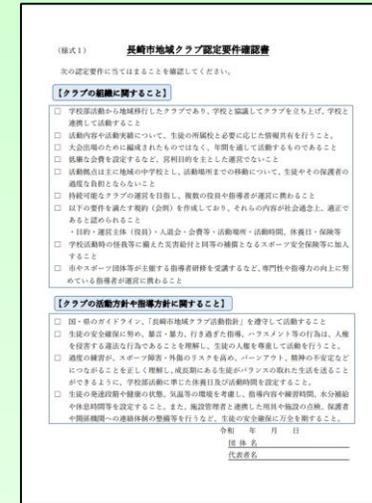
(指針P.16)

認定の手順

- ① 申請団体は市へ必要書類を提出する
 - 「長崎市地域クラブ認定要件確認書」
 - 「地域クラブ公認申請書」
 - 規約等の写し
 - 保険加入書の写し
- ② 市でチェックし、認定要件を満たしていることを確認
- ③ 市は申請団体を「長崎市地域クラブ」として認定

- ※ 申請書提出後は、**教育委員会及び市民生活部**において内容を確認し、認定を行う
- ※ 認定期間は**当該年度**とし、認定要件に当てはまらなないと判断された場合は、認定期間中でも認定を取り消す

長崎市地域クラブ活動指針



(6月18日現在)

地域クラブ (認定順)

種目	主な活動場所	活動日	運営主体
バスケットボール (男)	琴海中	休日・平日	保護者会
バスケットボール (男女)	日見中	休日・平日	指導者
バスケットボール (女)	山里中	休日・平日	NPO 法人 (保護者会)
バスケットボール (女)	小ヶ倉中	休日・平日	保護者会
バスケットボール (女)	橘中	休日・平日	保護者会
剣道	横尾小	休日のみ	保護者会
バスケットボール (女)	横尾中	休日・平日	保護者会
バスケットボール (女)	西泊中	休日・平日	保護者会
柔道	三重中	休日・平日	保護者会
剣道	三和中	休日・平日	保護者会

<長崎市地域クラブ活動指針>

(指針P.14)

適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ク 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- (ア) 会費等の経費は、**原則受益者負担**、極端な負担増にならないように、運営主体において可能な限り**低廉な会費**を設定する
- (イ) **経済的に困窮する家庭の支援**については、**国の動向**を注視
- (ウ) 市は、設備・用具・楽器の寄附等を受けられる体制の整備

ケ 事故等の対応と保険の加入

- (ア) 活動中の事故については、**運営団体がその責任を負う**管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、指導者や参加生徒に対して、**十分な理解**を得て活動学校と連携して対応することもあるため、**連絡体制を構築**
- (イ) 災害共済給付と**同等の補償**となる**保険に加入**
- (ウ) **個人賠償責任も補償対象**となる保険への加入を推奨

①中学校部活動地域移行・地域連携費 (令和6年度予算)

地域クラブ活動費補助金

ア 事業内容

学校部活動から地域クラブ活動へ、平日・休日とも完全に移行した団体に活動費を補助する。

(1人あたり **体育クラブ 1,570 円**、**文化クラブ 1,070 円**)

※ 学校部活動においては、同様の金額で「小中学校課外クラブ活動費補助金」において補助している。

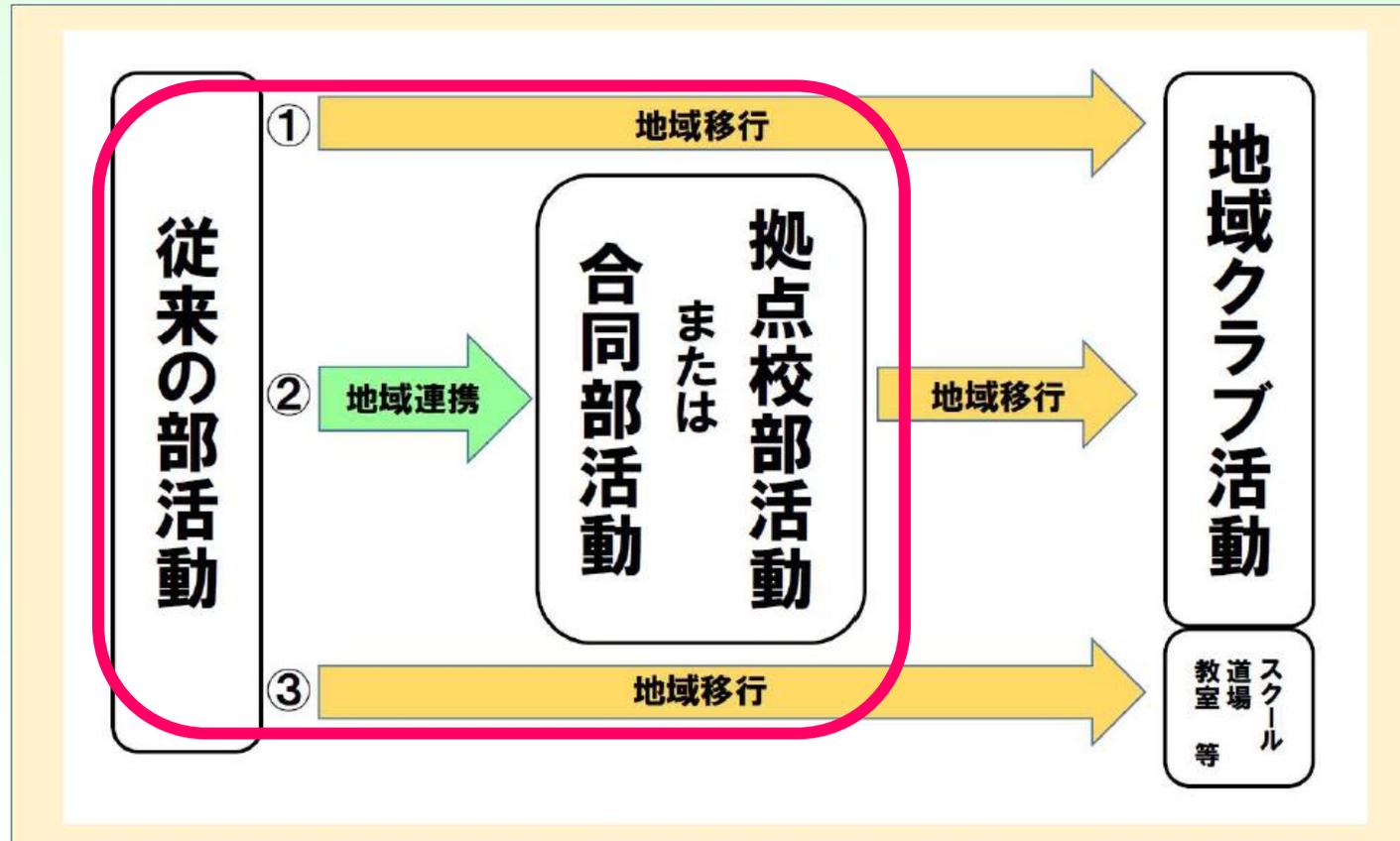
	小中学校課外クラブ活動費補助金	地域クラブ活動費補助金
平日⇒学校部活動	○	×
休日⇒学校部活動		
平日⇒学校部活動	○	×
休日⇒地域クラブ活動		
平日⇒地域クラブ活動	×	○
休日⇒地域クラブ活動		

イ 事業費 157 千円 (10人×10クラブで算出)

<地域連携のイメージ>

(指針P.4~5)

- ・ 単独で活動ができる部活動 ⇒ 地域クラブ
- ・ 単独での活動が困難な場合 ⇒ 地域連携 → 地域クラブ
- ・ 民間クラブ、道場、協会での活動に移行することを含めて検討



【合同部活動】

在籍校に部活動は開設されているが、部員数が少ないなどの状況により、十分な活動ができない等の場合に、他校の部と練習や試合等の活動を共にするもの。

【拠点校部活動】

在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市内の他の学校が受け入れるもの。

<地域連携のイメージ>

	合同部活動	拠点校部活動
活動場所	<ul style="list-style-type: none"> 合同部活動実施校間で調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には拠点校での活動となる。 在籍校での活動場所に余裕がある等、実情や実態に応じて拠点校と在籍校で協議し、在籍校が活動場所となることもある。
活動場所までの移動	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の責任で、徒歩や公共交通機関、又は保護者による自家用車での送迎等を行う。 	
指導者	<ul style="list-style-type: none"> 合同部活動を実施するいずれか、または双方の学校の顧問、課外クラブサポーター、部活動指導員が指導にあたることを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点校の顧問、課外クラブサポーター、部活動指導員が指導にあたることを基本とする。
参加生徒の活動等	<ul style="list-style-type: none"> 管理監督は参加する生徒が所属するそれぞれの校長が行う。 	
事故や生徒指導上の問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、当日の指導にあたっている学校の指導者で対応する。その後、当該校へ連絡し、指導者および保護者と連携する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として拠点校で対応する。その後、在籍校への連絡し連携して対応する。
	<ul style="list-style-type: none"> 責任の所在については、事故等の検証を行い、原因を究明した上で対応する。 	
大会等への参加	<ul style="list-style-type: none"> 中体連が主催する大会（中総体、中総体新人大会）に出場できる。出場については、次の2通りがある。 ア 各学校単位でそれぞれ出場する。 イ 合同部活動単位で出場する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中体連が主催する大会（中総体、中総体新人大会）に出場できる。
	<ul style="list-style-type: none"> 中体連以外が主催する大会等については、大会等主催者が定める大会実施要項（特に参加資格及び参加制限等）による。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ※合同部活動は、中体連が定める【長崎県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム編成規定】の合同チームとは異なる。 	

地区編成	校数	校名
東部	3校	東長崎, 日見, 橘
南東部	5校	小島, 日吉, 茂木, 大浦, 梅香崎
中央部	3校	桜馬場, 片淵, 長崎
南部	9校	戸町, 土井首, 深堀, 小ヶ倉, 香焼, 伊王島, 高島, 野母崎, 三和
西部	6校	福田, 西泊, 丸尾, 淵, 緑が丘, 小江原
北西部	3校	西浦上, 山里, 三川
北部	7校	岩屋, 滑石, 三重, 横尾, 外海, 池島, 琴海

※近隣校による**ブロック内の活動を基本とする。**
 ※状況により、**ブロックを越えた地域連携も可。**

<長崎県文化活動指導者等人材リスト>



指導者の確保について

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/bunka-geijutsu/sidousya-jinnzai/>

長崎県文化活動指導者等人材リスト登録案内

長崎県教育委員会では、児童生徒の文化活動の指導者等不足を解消するため、文化部活動等の指導や指導の補助にご協力いただける方を募集し、「長崎県文化活動指導者等人材リスト」を作成します。

1 「長崎県文化活動指導者等人材リスト」とは？

県内の公立学校（小・中・高等学校・特別支援学校など）の文化部（吹奏楽部、合唱部、美術部など）や地域文化クラブの指導等に協力いただける方を「文化活動指導者等」の候補者としてリストに登録し、県や市町教育委員会を通して、文化活動の指導者を探している公立学校や地域文化クラブ活動の運営団体に情報提供するものです。

「指導経験がない」「指導する活動の専門的な教育を受けていない」「一人で指導する自信がない」といった方も登録いただけます。

2 応募資格

- 次の（１）または（２）に該当し、（３）（４）の要件を満たす方
- （１）指導する活動の知識・技能がある。（資格等の有無は問いません）
 - （２）指導する活動の指導経験がある。（指導経験の期間・回数や指導実績は問いません）
 - （３）18歳以上である。
 - （４）過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等その他の指導者として不適格と認められる行為を行ったことがない。

文化部 県内のべ145名の登録※（登録開始 R5.6月、市立学校利用開始 R5.9月）
長崎市で指導可能な指導者のべ128名

〔主な内訳〕



活動名	人数	活動名	人数	活動名	人数
吹奏楽	41	美術	8	琴	2
オーケストラ	17	茶道	5	演劇	2
合唱	17	華道	4	日本舞踊	2
ハンドベル	9	書道	2	その他	19

（※6月18日現在）